



令和6年10月17日

同性パートナーにおける住民票への続柄の記載について

世田谷区では、同性パートナー等の方の住民票の写し等での続柄記載について、現状の「同居人」、「縁故者」の記載に加えて、令和6年11月1日から「夫（未届）」、「妻（未届）」など記載の取扱を拡充します。

1 経緯

世田谷区は、平成27年11月に全国に先駆けて世田谷区パートナーシップ宣誓の取り組みを始め、現在では同制度を導入する自治体の人口総数は1億人を超え、いわゆる人口カバー率は8割を超えている。また、昨年、各報道機関が実施した世論調査でも6～7割の方々が同性婚を法的に認めるべきと回答され、令和6年の3月には、犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金について、最高裁判所が、被害者と同性のパートナーも事実婚に該当し給付金の対象になりうるとの判断を示すなど、この判断にいたる論拠の1つとして全国の自治体にパートナーシップ認証制度が大きく普及していることもあげている。同性カップルの住民票の続柄欄については、長崎県大村市での「夫（未届）」とする事例が大きく報道され、7月に栃木県鹿沼市と神奈川県横須賀市、8月から栃木市、香川県三豊市、9月から神奈川県逗子市、葉山町、10月から愛知県犬山市で取扱開始の報道がなされている。区においても、令和6年6月の第2回区議会定例会以後、取扱開始に向けて制度設計等の具体的な準備を進めてきた。

2 拡充の取り組み

世田谷区では、令和4年11月より、パートナーシップ宣誓またはファミリーシップ宣誓を行った方の続柄について、これまでの「同居人」の記載を、ご本人からご希望があった場合は「縁故者」と記載する取扱を開始した。

令和6年11月より、現状の取扱に加え、窓口または郵送で交付する住民票の写し等の証明書において、「夫（未届）」や「妻（未届）」などの記載を申し出により対応するよう取扱を拡充する。

3 取扱窓口及び区民周知

申出及び証明書の交付は区内10か所の受付窓口である、くみん窓口（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）及び出張所（太子堂・経堂・用賀・二子玉川・烏山）で行うこととし、10月末を目途に周知を開始する。

◎問合せ先 住民記録・戸籍課 電話：03-5432-2236